

問診票

事業所名 _____

フリガナ

お名前 _____ 様 (被保険者の記号 _____ 番号 _____)

問診項目の確認 (※該当に☑を記入してください)	
既往歴	<input type="checkbox"/> なし
	<input type="checkbox"/> あり (_____)
服薬歴	<input type="checkbox"/> なし
	<input type="checkbox"/> 血圧を下げる薬
	<input type="checkbox"/> コレステロール又は中性脂肪を下げる薬
	<input type="checkbox"/> 血糖を下げる薬
喫煙歴	現在、たばこを習慣的に吸っていますか？ ※習慣的な喫煙とは、月に100本以上または6ヵ月以上喫煙しており、健診の直近1ヵ月も吸っている状態。
	<input type="checkbox"/> はい
	<input type="checkbox"/> 吸っていたが直近一か月は吸っていない
	<input type="checkbox"/> いいえ
自覚症状	<input type="checkbox"/> なし
	<input type="checkbox"/> あり (_____)
他覚症状	<input type="checkbox"/> なし
	<input type="checkbox"/> あり (_____)
腹囲	_____ c m
採血時間について	健診当日に採血を行った時間はどちらに該当しますか？
	<input type="checkbox"/> 食後10時間以上
	<input type="checkbox"/> 食後3.5時間以上10時間未満
	<input type="checkbox"/> 食後3.5時間未満

健診結果をご提供いただくと……

- ① 健康相談（保健指導）が無料で受けられます！
ご提供いただいた健診結果に応じて、協会けんぽの保健師や管理栄養士による特定保健指導を無料でご利用いただけます。生活習慣病を予防するため、生活習慣を見直し、発症リスクを下げるための健康サポートを行います。
- ② 健康保険料上昇の抑制につながります！
健診結果に応じた保健指導を受けた方は、受けない方と比べると医療費が少ないことが分かっています。将来の健康保険料の抑制にもつながります。

参考

【高齢者の医療の確保に関する法律 第27条】

3. 保険者は、特定健康診査等の適切かつ有効な実施を図るため、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省で定めるものを提供するよう求めることができる。
4. 前三項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録、第二百五条第一項に規定する健康診査若しくは保健指導に関する記録又は労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者、後期高齢者医療広域連合又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

【健康保険法 第150条】

2. 保険者は、前項の規定により被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって必要があると認めるときは、被保険者等を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、同法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを提供するよう求めることができる。
3. 前項の規定により、労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない